

令和3年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 充当内訳書

総務省自治税務局都道府県税課長通知「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費について下記のとおり明示します。

(歳 入)

地方消費税交付金	831,548	千円
うち社会保障財源化分	471,204	千円

(歳 出)

「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費	8,261,971	千円
------------------------------	-----------	----

【経費の内訳】

(単位:千円)

経費名	経費	財 源 内 訳				うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
		国県支出金	地方債	その他	一般財源		
民生費	社会福祉費	2,807,879	1,095,862	0	68,488	1,643,529	181,683
	児童福祉費	3,937,570	1,976,582	34,100	257,636	1,669,252	184,526
	生活保護費	309,089	220,976	0	0	88,113	9,740
	小計	7,054,538	3,293,420	34,100	326,124	3,400,894	375,949
衛生費	保健衛生費	737,659	262,825	34,200	42,190	398,444	44,046
	清掃費	469,774	0	0	6,536	463,238	51,208
	小計	1,207,433	262,825	34,200	48,726	861,682	95,254
合計	8,261,971	3,556,245	68,300	374,850	4,262,576	471,204	

「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費
(消費税法第1条第2項)

「その他社会保障施策」・・・社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策